（発信の機能）

第十八条　移動電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

［一　略］

二　自動再発信（応答のない相手に対し引き続いて繰り返し自動的に行う発信をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、その回数は二回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあつては、別の発信とみなす。

［三　略］

（緊急通報機能）

第二十八条の二　移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関（以下「警察機関等」という。）への通報（以下「緊急通報」という。）を発信する機能を備えなければならない。

（送出電力）

第三十条　移動電話端末の送出電力の許容範囲は、通話の用に供する場合を除き、別表第四号のとおりとする。

第三節　固定電話端末

（基本的機能）

第三十二条の二　固定電話端末は、次の機能を備えなければならない。

［一・二　略］

（発信の機能）

第三十二条の三　固定電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

［一～三　略］

（識別情報登録）

第三十二条の四　固定電話端末のうち、識別情報（固定電話端末を識別するための情報をいう。以下同じ。）の登録要求（固定電話端末が、固定電話用設備に識別情報の登録を行うための要求をいう。以下同じ。）を行うものは、識別情報の登録がなされない場合であつて、再び登録要求を行おうとするときは、次の機能を備えなければならない。

一　固定電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信する場合にあつては、当該待機時間に従い登録要求を行うための信号を送信するものであること。

（送出電力）

第十四条　アナログ電話端末の送出電力の許容範囲は、通話の用に供する場合を除き、別表第三号のとおりとする。

（漏話減衰量）

第十五条　複数の電気通信回線と接続されるアナログ電話端末の回線相互間の漏話減衰量は、一、五〇〇ヘルツにおいて七〇デシベル以上でなければならない。

（特殊なアナログ電話端末）

第十六条　アナログ電話端末のうち、第十条から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

（発信の機能）

第十八条　［同上］

［一　同上］

二　自動再発信を行う場合にあつては、その回数は二回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあつては、別の発信とみなす。

［三　同上］

（緊急通報機能）

第二十八条の二　移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）

第三十条　移動電話端末の送出電力の許容範囲は、アナログ電話端末、又は自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの（以下「アナログ電話端末等」という。）と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、別表第四号のとおりとする。

第三節　インターネットプロトコル電話端末

（基本的機能）

第三十二条の二　インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。

［一・二　同上］

（発信の機能）

第三十二条の三　インターネットプロトコル電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

［一～三　同上］

（識別情報登録）

第三十二条の四　インターネットプロトコル電話端末のうち、識別情報（インターネットプロトコル電話端末を識別するための情報をいう。以下同じ。）の登録要求（インターネットプロトコル電話端末が、インターネットプロトコル電話用設備に識別情報の登録を行うための要求をいう。以下同じ。）を行うものは、識別情報の登録がなされない場合であつて、再び登録要求を行おうとするときは、次の機能を備えなければならない。

一　インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信する場合にあつては、当該待機時間に従い登録要求を行うための信号を送信するものであること。